令和７年度
宮崎地方最低賃金審議会
第４回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時　令和７年８月 25 日 午後１時 30 分～
開催場所　宮崎合同庁舎２階
　　共用大会議室

会　　次　　第

1　金額提示

2　金額審議

1　　金額提示

２　金額審議

令和７年度
宮崎地方最低賃金審議会
第４回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮 崎 労 働 局

令和７年度
宮崎地方最低賃金審議会
第４回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

１　ランク別消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、食料）の推移･････････････ 1

２　令和７年３月高等学校卒業予定者の就職内定状況 ･････････････････････････････ 3

３　全国の結審状況･･ 5

ランク別（持家の帰属家賃を除く総合、食料）

		2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均	2023年10月～2024年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
持家の帰属家賃を除く総合		2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2
	Ａランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.7	3.8	3.0
	Ｂランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.5	3.9	3.2
	Ｃランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9	4.1	3.5
食料		3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5
	Ａランク	3.3	4.6	6.2	7.5	7.3	7.1	6.1	6.3	6.9	6.2	5.3
	Ｂランク	3.7	5.0	6.3	7.9	7.9	7.5	6.3	6.1	6.6	6.4	5.5
	Ｃランク	4.6	5.8	7.2	8.5	8.1	7.7	7.0	6.7	7.6	7.0	5.6

資料出所　総務省「消費者物価指数」

注　各ランクの数値は都道府県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

注　平均の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

※都道府県別の消費者物価指数の推移につきましては、「持家の帰属家賃を除く総合」のみの2025年1月から5月までの推移となりますが、本審2回目資料121ページで確認できます。

令和7年3月高等学校卒業予定者の県内就職内定状況

全　国

		県内就職率
1	鹿児島	57.8%
2	青森	60.2%
3	奈良	61.7%
4	宮崎	62.3%
5	埼玉	65.6%
6	佐賀	66.3%
7	熊本	67.1%
8	高知	68.6%
9	長崎	71.7%
10	沖縄	71.8%

Cランク

		県内就職率
1	鹿児島	57.8%
2	青森	60.2%
3	宮崎	62.3%
4	佐賀	66.3%
5	熊本	67.1%
6	高知	68.6%
7	長崎	71.7%
8	沖縄	71.8%
9	岩手	72.1%
10	秋田	73.2%
11	大分	73.7%
12	鳥取	77.0%
13	山形	77.2%

九州・沖縄

		県内就職率
1	鹿児島	57.8%
2	宮崎	62.3%
3	佐賀	66.3%
4	熊本	67.1%
5	長崎	71.7%
6	沖縄	71.8%
7	大分	73.7%
8	福岡	81.4%

資料２

令和7年度　地域別最低賃金の審議・決定状況

令和7年8月21日時点

ランク	都道府県名	最低賃金時間額【円】（※１）		引上げ額【円】	目安比較【円】	[redacted]	発効年月日
A	東京	1,226	（ 1,163 ）	63	＋ 0		令和７年10月３日
	神奈川	1,225	（ 1,162 ）	63	＋ 0		令和７年10月４日
	大阪	1,177	（ 1,114 ）	63	＋ 0		令和７年10月16日
	愛知	1,140	（ 1,077 ）	63	＋ 0		令和7年10月18日
	千葉	1,140	（ 1,076 ）	64	＋ 1		令和７年10月３日
	埼玉	1,141	（ 1,078 ）	63	＋ 0		令和７年11月１日
B	兵庫	1,116	（ 1,052 ）	64	＋ 1		令和７年10月４日
	京都		（ 1,058 ）				
	茨城	1,074	（ 1,005 ）	69	＋ 6		令和７年10月12日
	静岡		（ 1,034 ）				
	富山	1,062	（ 998 ）	64	＋ 1		令和７年10月12日
	広島	1,085	（ 1,020 ）	65	＋ 2		令和７年11月１日
	滋賀	1,080	（ 1,017 ）	63	＋ 0		令和７年10月５日
	栃木	1,068	（ 1,004 ）	64	＋ 1		令和７年10月１日
	群馬		（ 985 ）				
	宮城	1,038	（ 973 ）	65	＋ 2		令和７年10月４日
	山梨		（ 988 ）				
	三重	1,087	（ 1,023 ）	64	＋ 1		令和７年11月21日
	石川	1,054	（ 984 ）	70	＋ 7		令和７年10月８日
	福岡	1,057	（ 992 ）	65	＋ 2		令和７年10月17日
	香川	1,036	（ 970 ）	66	＋ 3		令和７年10月18日
	岡山	1,047	（ 982 ）	65	＋ 2		令和７年12月１日
	福井	1,053	（ 984 ）	69	＋ 6		令和７年10月８日
	奈良	1,051	（ 986 ）	65	＋ 2		令和７年11月16日
	山口	1,043	（ 979 ）	64	＋ 1		令和７年10月16日

ランク	都道府県名	最低賃金時間額【円】（※）		引上げ額【円】	目安比較【円】	[redacted]	発効年月日
B	長野	1,061	（ 998 ）	63	＋ 0		令和7年10月3日
	北海道	1,075	（ 1,010 ）	65	＋ 2		令和7年10月4日
	岐阜	1,065	（ 1,001 ）	64	＋ 1		令和7年10月18日
	徳島		（ 980 ）				
	福島		（ 955 ）				
	新潟	1,050	（ 985 ）	65	＋ 2		令和7年10月2日
	和歌山	1,045	（ 980 ）	65	＋ 2		令和7年11月1日
	愛媛		（ 956 ）				
	島根	1,033	（ 962 ）	71	＋ 8		令和7年11月17日
C	大分		（ 954 ）				
	熊本		（ 952 ）				
	山形		（ 955 ）				
	佐賀		（ 956 ）				
	長崎		（ 953 ）				
	岩手		（ 952 ）				
	高知		（ 952 ）				
	鳥取	1,030	（ 957 ）	73	＋ 9		令和7年10月4日
	秋田		（ 951 ）				
	鹿児島		（ 953 ）				
	宮崎		（ 952 ）				
	青森		（ 953 ）				
	沖縄		（ 952 ）				
	全国加重平均額		（ 1,055 ）				

※１　括弧書きは、令和６年度地域別最低賃金額

※２　空欄箇所は入力時点で未定。発効年月日は入力時点での予定日。

資料３

令和７年８月 25 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長　橋口　剛和　殿

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会
部会長　森部　陽一郎

宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和７年８月８日、宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙２のとおり平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和５年 10 月６日発効の宮崎県最低賃金（時間額 853 円）は令和５年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に労務費を含む価格転嫁ができていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう当専門部会として下記のとおり付帯決議する。

記

１　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」については、確

実に実施すること。

２　中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。

３　中小企業・小規模事業者において、賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化等、価格転嫁が促進されるよう、実効性のある対策を実施すること。

４　中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。

５　最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討すること。

以 上

別紙１

宮崎県最低賃金

１　適用する地域

宮崎県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，０２３円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和７年１１月１６日

別紙２

宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

(1) 件　　名　　宮崎県最低賃金

(2) 最低賃金額　　時間額　897 円

(3) 発　効　日　　令和５年 10 月６日

２　生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和５年度

(3) 生活保護水準（令和５年度）

生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,684 円）。

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（注）と上記２の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

897 円（宮崎県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝125,810 円

※　令和７年７月 22 日開催の中央最低賃金審議会第２回目安に関する小委員会の資料№.２「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

公益委員見解

令和７年度宮崎県最低賃金の改定審議に当たり、第１回宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会において、労使それぞれから基本的見解が理由とともに示され、本日まで計４回審議を行ってきた。

１　労側委員の主張

基本的見解として、最低賃金の役割は申し上げるまでもないが、現行の宮崎県最低賃金で、仮に法定労働時間の上限働いたとてしても年収 200 万円程度にしかならず、ワーキングプアの状態にとどまっている。

日銀宮崎事務所の７月発表「宮崎県金融経済概況」によると「緩やかに回復している」とされており、そのような中、連合 2025 春季生活闘争第７ 回（最終）回答集計では、33 年ぶりの高い伸び率となった昨年を上回る 5.25％となっている。有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率は 5.81％、高卒初任給の引上げ率は 6.24％となっている。宮崎県においても結成以来過去最高の 4.21％となっている。労働組合のない職場で働く労働者に対しても最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要がある。

実質賃金が３年連続でマイナスが続いている中、労側としては今年も生計費に重きを置き、実質賃金指数、消費者物価指数、寄与度の高い食料やエネルギー、エンゲル係数など広い視点で検討する必要があると考える。

実質賃金は 11 月以降全てマイナスで推移しており、消費者物価は毎月４％を超える高水準で推移し、５月までの平均で 4.4％と全国と比較しても宮崎市が大きくなっている。宮崎市の消費者物価指数の上昇に関して 10 大費目別に寄与度を見ると生活必需品である食料及びエネルギーが高くなっており、直近３ヶ月平均では 8.3％と伸びが顕著で、全国と比較しても宮崎市が高くなっている。

宮崎市のエンゲル係数については、2024 年は 28.2％と過去 10 年で最も高く、都道府県庁所在地市別では６番目に高い。物価高の影響に加え、所得が低いほど必要な食料費の割合が大きくなるため、生活にゆとりがないことがうかがえる。

パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額は最低賃金を大きく上回っており、現行の最低賃金で労働者を採用することは既に困難であると認められるため、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

地域間の格差は都市部へ労働力を流出（特に若者や女性）させる一因であり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因ともなっている。地域間格差のへの配慮の観点から「額差」を縮小させていくことが必要である。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など、適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されたものの、実際の価格転嫁は道半ばである。最低賃金の引上げ分を確実に価格転嫁するなど、一層の価格転嫁が実施されるよう、指針の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めるべきである。

本年度の目安金額はＣランクがＡ･Ｂランクを初めて上回り、これは「額差」縮小に向けた中央最低賃金審議会の強力なメッセージと受け止めている。

宮崎県の最低賃金は952円と全国で２番目に低い水準であり、若者、女性を含めた人財流出の観点からも最低賃金の重要性は増している。最低賃金近傍で働く者の生活を守り、景気を失速させないためにも最低賃金を大幅に引上げていく必要がある。

２　使側委員の主張

基本的見解として、昨年度の中央最低賃金審議会では、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視した引き上げ額50円が示された。これは３要素より、その時々の事情を重視した引上げ額であり、金額ありきで根拠やデータを後付けしているとしか思えない状況と考える。

宮崎県内の景気は、日銀宮崎事務所の７月発表「宮崎県金融経済概況」によると「緩やかに回復している」とあり、また、民間調査会社が実施した６月期の企業動向アンケート調査では、企業の景況感を示す業況判断指数は、前期マイナス７Ｐとなっており、物価上昇が業況に与える影響では、９割を超える企業が「影響がある」との回答が出ている。

今年４月に宮崎県中小企業団体中央会が実施した「県内の中小企業・小規模事業所における人手不足、賃上げ等に関する調査」では、今年度の賃上げについて実施する64%、未定22%、実施しない14%となっており、賃上げの理由としては、業績向上ではない防衛的賃上げが多数を占めている。

賃上げを実施しない理由としては、原材料費や燃料費の高騰等のコスト増加を価格転嫁できていない等があり、中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況が表れている。

使用者側としても足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、賃金改定状況調査第４表の結果等から、最低賃金を引上げることの必要性については理解しているが、最低賃金制度は、最低賃金法第１条に記されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であることから、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないことを強く主張する。最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用されることから、その引上げは慎重に判断されるべきであり、生産性の向上や取引適正化への支援等によって中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境をまずもって整備すべきである。

したがって、従来から主張しているとおり、今期の最低賃金決定にあたっても、中小企業の賃金引上げの実態を示し、先の３要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果第４表」の賃金上昇率の結果を最も重視した審議を基本とすべきである。

３　公益委員見解

上記のとおり、労使各側から基本的見解と金額提示がなされ、真摯にご議論いただいたが、提示金額に乖離があり、最後まで引上げ額に関して意見の一致をみるに至らず、公益見解に基づき判断することで各側から了承が得られたので、以下に公益委員見解をお示しする。

今年度の地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安については、いわゆる３要素のデータ等に基づき、目安に関する小委員会で７回に渡って議論を重ね、その結果、Ａ・Ｂランクについては 63 円、C ランクについては 64 円とされた。

令和７年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において、

「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。」と記載されており、当専門部会においてもこれを踏まえながら審議を重ね、以下について検証した。

（１）雇用失業情勢

宮崎県の令和７年６月における有効求人倍率は 1.25 倍と前月より 0.02 ポイント低下しているものの、120 ヶ月連続で１倍台を維持している。

また、「求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。」としている。

（２）賃金

賃金に関する指標として、令和７年賃金改定状況調査結果第４表③を見ると、宮崎県が含まれるＣランクの賃金上昇率は 3.6％と、過去最高の数値となっている。

春期賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第７回（最終）集計結果で、全体で 5.25％（昨年 5.10％）、宮崎県で 4.21％（昨年 4.01％）

となっており、全国では 33 年ぶりに５％を超えた昨年を上回っており、宮崎県でも昨年に続き４％を超え過去最高となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第１回集計）では、大手企業で 5.38%（昨年 5.58%）でこちらも２年連続で５％を超え、また中小企業でも 4.35%（昨年 4.01%）で２年連続４％を超えており、いずれも高水準で推移している。

（３）労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標として、消費者物価指数があげられるが、目安に関する公益委員見解で使用されている５つの指標を中心に、宮崎の数値として存在する宮崎市の数値も併せて比較すると以下の表のとおりとなる。

	全国 (R6.10～R7.6 の平均)	宮崎市 (R6.10～R7.6 の平均)
持家の帰属家賃を除く総合	3.9%	4.4%（※１）
頻繁に購入する品目	4.2%	－
1ヶ月に1回程度購入	6.7%	－
食料	6.4%	6.9%（※２）
基礎的支出項目	5.0%	－

（※１C ランク平均は 4.1%、※２C ランク平均は 7.0%）

また、この２つの指標については、前年同期間においても以下の表のとおり、いずれも宮崎市が全国を上回っている。

	全国 (R5.10～R6.6 の平均)	宮崎市 (R5.10～R6.6 の平均)
持家の帰属家賃を除く総合	3.2%	3.5%
食料	5.5%	5.9%

さらに、消費者物価指数の前年同月比に影響を与えた 10 大費目別の寄与度を見ると下表のとおり、生活必需品である食料が消費者物価指数の上昇に対する寄与度が最も高くなっている。

	前年同月比の寄与度 (R6.10～R7.6 の平均)
食料	2.00
住居	0.47
光熱・水道	0.53
家具・家事用品	0.14
被服及び履物	0.13
保健医療	0.11
交通・通信	0.30

教育	-0.13
教養娯楽	0.37
諸雑費	0.12

（４）通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、各種統計等により判断することとなる。

法人企業統計では、全国の売上高経常利益率が四半期ごとで令和６年は６～10%程度で推移し、令和７年の第１四半期は 7.0%と安定して改善傾向にあることや、従業員一人当たり付加価値額などの他の指標も引き続き増加・改善傾向で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向がみられ、宮崎県においても令和７年７月１日に日銀宮崎事務所が公表した「宮崎県金融経済概況」によると「宮崎県の景気は緩やかに回復している」とされている。

なお、賃金改定状況調査結果については、前掲のとおりである。

一方、日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きは一部では縮小傾向にあるものの依然として差があること、中小企業庁が公表した令和７年３月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によれば、価格転嫁については一部状況が改善しているものの、１～３割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は 15.8%であることが示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況があり、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にある。

こうした雇用・経済情勢等を踏まえ、今年度の宮崎県最低賃金額の改定に際し、当専門部会に提出された資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、最終的には労使双方の提示額の乖離は埋まらなかったものの、考え方については十分理解できるものである。

今年度の中央最低賃金審議会が示した目安については、いわゆる３要素を総合的に勘案し、昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続き、最低賃金近傍労働者の購買力を維持する必要があることから生計費を重視し、とりまとめられており、当専門部会公益委員においてもこれを尊重すべきと判断した。

令和７年度宮崎県最低賃金については、いわゆる３要素や宮崎県の地域情勢等を総合的に勘案するが、その中でも特に宮崎県における消費者物価を勘案することとした。

上記３（３）に記載のとおり、目安に関する公益委員見解に使用されている消費者物価指数のうち、全国の数値と宮崎市の数値が比較可能であり、消費者物価指数の数値を総合的に表している持家の家賃を除く総合は、宮崎市が全国の数値よりも高く、さらに C ランク平均よりも上昇率が高いことが明らかで

ある。

その上で、Cランクにおける消費者物価指数（持家の家賃を除く総合）の上昇率に対し、宮崎市の数値が約1.073倍高いこと、地域間の額差縮小や若者を含めた労働力の県外流出等を総合的に勘案し、現行の952円から71円上げて、1,023円とすることが妥当であると考える。

また、発効日については、従来、「法定どおり」とすることが妥当とされていたが、今年度は目安に関する公益委員見解において、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望されていたことや、使側代表委員からの発効日に関する意見も踏まえ議論を行った。

使側委員からは、一部の中小企業・小規模事業者は経営的にも時間的にも余裕がなく最低賃金を大幅に改正するのならば、それなりの準備期間が必要だという声があること、また、時間給で働いている労働者の多くが被扶養者であり、扶養から外れることを防ぐため、年末に向け就業調整を行う労働者がいることは事実であり、法定どおりの発効にこだわれば、就業調整の時期も早まり、労働者の収入は変わらないが、人手不足が深刻化し経営に影響が出るという声もあること等から、１月１日発効にすべきという意見があった。

これに対し、労側委員からは、労働組合に加入していない未組織労働者にも賃上げの効果を速やかに波及させることが必要であり、従来どおり法定通りの最短発効日にすべきという意見があった。

当専門部会公益委員として金額審議と並行し、労使双方の調整を行ったが、最終的に労使が合意するには至らなかった。

公益委員としては、１日でも早く最低賃金近傍で働く労働者に賃上げの効果をもたらすべきという考えも十分理解できるが、近年、過去最高を更新し続ける最低賃金の現状や、経営的・時間的余裕がない中小企業・小規模事業者の状況等を総合的に考えると一定の準備期間を設ける必要があると判断し、発効日については指定発効日とすることとし、令和7年11月16日が妥当であると考える。

4　政府に対する要望

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は労使共通の認識である。

一方、目安に関する公益委員見解にも記載されているとおり、価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの二極化の状態にあることや倒産件数自体は増加傾向にあるといった企業経営を取り巻く状況を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者は、先行きへの不安や懸念を抱えていることに配意する必要がある。

このため、業務改善助成金等各種助成金の積極的な活用や実効性のある価格転嫁対策を徹底し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、政府による支援の一層の強化はもとより、いわゆる「年収の壁」への対応とし

て、社会保険料や税制といった制度そのものに踏み込んだ見直しも必要であることを申し添える。

以 上